

令和8年4月21日
岡 山 大 学

職員の公的研究費の不正使用に関する調査結果について

1. 調査に至る経緯

令和7年5月15日、研究費の不正使用の疑い（旅費）について、不正に関する申し立て窓口に対して告発があった。

国立大学法人岡山大学における公的研究費等の不正使用等防止に関する規程（以下「不正防止規程」という。）に基づき予備調査を実施し、令和7年6月5日に本調査の実施を決定した。

2. 調査

(1) 調査体制

不正防止規程第15条に基づき、調査委員会（学内委員3名、学外委員1名）を設置して調査を実施した。

委員長	小代 哲也	岡山大学 理事（財務・施設担当）・事務総長	（学内委員）
委員	村井 浄信	岡山大学 経済学部長 教授	（学内委員）
委員	齋喜 徳史	岡山大学 財務部長	（学内委員）
委員	坂本 純平	吉備総合法律事務所 弁護士	（学外委員）

(2) 調査内容

ア. 調査期間

令和7年6月24日（火） ～ 令和8年3月9日（月）

イ. 調査対象

調査対象者：川崎弘作准教授

調査対象研究費：平成29年度～令和6年度（8年間分）の公的研究費のうち、調査対象者より旅費請求のあったもの（同行学生分、招聘者分を含む。）

ウ. 調査方法

- ・旅費請求に係る書類の確認
- ・調査対象者等への書面調査

3. 調査結果

(1) 不正の種別

旅費の不正な支出

(2) 不正に関与した研究者

氏名 川崎 弘作
所属 学術研究院教育学域（教職実践）
職名 准教授

(3) 不正の内容

ア. 内容

- ・実際の交通手段とは異なる交通手段での旅費請求
- ・出張日程の変更手続き懈怠（けたい）による実際とは異なる日程での旅費請求
- ・同行学生について、実際の交通手段とは異なる交通手段での旅費請求

イ. 動機、背景

- ・旅費の支出に関する学内手続きに対する認識が不十分のまま、誤った認識に基づき、適正な申請を行うことを怠った。

ウ. 手法

(ア) 実際の交通手段とは異なる交通手段での旅費請求について

- ・公共交通機関による出張申請及び出張報告を行い、申請どおりの旅費を受領するが、実際には、私有車もしくは航空機を利用し、交通手段に関する変更手続きを行わなかった。

(イ) 出張日程の変更手続き懈怠（けたい）による実際とは異なる日程での旅費請求について

- ・申請した旅行日程に、私用による前泊又は後泊の追加といった自己都合による出張日程の変更を行ったにもかかわらず、事前又は事後の変更を行っていなかった。

(ウ) 同行学生について、実際の交通手段とは異なる交通手段での旅費請求について

- ・学生を同行させる計画の出張において、学生ごとに公共交通機関での旅費申請を行っていたが、調査対象者が私有車を利用した際に同私有車に学生を同乗させた場合でも、学生が公共交通機関で申請した旅費をそのまま受領させた。

エ. 不正に支出された研究費等の種類及び額

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	件数	不正に関与した研究者数
受託事業費	9,266 円	平成 29 年度、 令和 4, 5 年度	4 件	1 人
科学研究費助成事業	417,396 円	平成 29 年度、 令和元, 3, 4, 5, 6 年度	45 件	1 人
運営費交付金	177,666 円	平成 29, 30 年度、 令和 4, 5 年度	20 件	1 人
寄付金	228,982 円	平成 29, 30 年度、 令和元, 3, 5, 6 年度	19 件	1 人
計	833,310 円		83 (実件数)	1 人 (実人数)

オ. 私的流用の有無

- ・調査対象者が個人の金銭的利益を積極的に得ようとしていたことを裏付ける事実は認定

できず、私的流用があったとの判断には至らなかった。

4. 不正の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

- ・旅費の支出に関する学内手続きに関する認識が不十分であったこと
- ・認識していたことに関して、独自の解釈、都合の良い解釈をしていたこと
- ・研究代表者として研究費の管理責任の責務を著しく怠っていたこと

(2) 再発防止策

- ・コンプライアンス研修、啓発活動の見直し
- ・競争的研究費等の不正使用防止に関する注意喚起及び学内 WEB サイトの充実
- ・旅費に関する事務手続の改善
- ・チェック体制の充実

5. 当該研究者への措置

- ・本件の公表

令和8年4月21日 岡山大学ホームページで公表

- ・当該研究者の処分

教員懲戒等審査委員会において審議予定